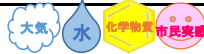


②環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図っています。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するほか、大気や水などの環境への悪影響を未然に防ぐための取組を行っています。

Ⅱ-4-②の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る										
Ⅱ-4 環境影響の未然防止										
② 環境影響の低減に向けた取組										
	1 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進 【リーディングプロジェクト】	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●光化学オキシダントの原因物質削減の取組の効果を市独自の指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)で評価し、公表しました。 ○事業者の自主的なVOC排出削減を促進するため、事業者への情報提供等を10件実施しました。 ●○広域連携におけるVOC共同調査を7回、市単独でのVOC調査を4回実施しました。 ○VOC調査結果等から、光化学オキシダント濃度の上昇要因について解析しました。 	○			○	○	○	○
	2 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価については、42件の公告手続を実施しました。 ●環境影響評価審議会を16回開催し、現地視察を3回開催しました。 ●環境影響評価の審査等において、地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針を適正に運用しました。 ●地域脱炭素化促進区域指定に係る実施計画の改定に合わせた環境影響評価制度の対応方針をとりまとめ、関係部署による計画改定の動向や他都市の取組等を確認しました。 ●環境調査手続については、実施件数は2件でした。 	○	○	○	○	○	○	○
	3 交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	主要渋滞交差点などにおける局所的かつ即効的な対策などにより、効果的に渋滞緩和を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次緊急渋滞対策については、ガス橋交差点の渋滞対策(右折車線設置等)を令和7年3月に完了させ、対策箇所5箇所すべての対策を完了しました。 	○					○	○
	4 街路樹の適正な維持管理の推進 <水量>	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施については、街路樹の剪定や除草等を適切に行いました。 ●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施については、健全度を適切に把握するサクラとユリノキの診断サイクルに基づき樹木診断を行いました。また、「川崎市街路樹管理計画」及び同計画に基づく実施プログラムに基づき、北見方207号線などの樹木更新を行いました。 	○	○				○	○
	5 環境性能に優れた施設(トッパンナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能に優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●○環境性能の優れた燃焼施設(トッパンナー)等の導入を促すリーフレットを配布しました。 	○	○				○	○
	6 環境に配慮した建築物の普及促進	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物環境配慮制度の運用については、届出件数に占めるB+ランク以上の割合が、77%となりました。 ●説明会等の実施については、緑化フェア出展や庁内関係課主催の講習会において、制度に関する説明を4回実施しました。 	○	○	○			○	○
	7 開発行為等に係る水環境の保全の推進 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。	<ul style="list-style-type: none"> ●指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査を実施しました(雨水浸透能力判断マップの運用を含む)。 	○					○	○
	8 生活道路の環境向上に向けた取組	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施しました。 	○					○	○
	9 下水道の管きょ・施設の維持管理 <水量>	公共下水道への排水設備接続協議において、事業者が設置・設計する雨水浸透ますに対して技術的指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為等に係る排水接続協議において事業者へ技術基準に基づく指導を行いました。 	○					○	○
	10 雨水流出抑制施設の設置指導の実施 <水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査の実施については、雨水流出抑制施設技術指針に基づき、80件の指導及び46件の完了検査を適正に実施しました。 	○					○	○
	11 緑地保全の推進 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●現地の調査や地権者への交渉を行い、特別緑地保全地区の1箇所追加指定を実施し、計0.2ha保全施策を図りました。また、緑地保全カルテの更新を行いました。 ●斜面対策の整備について、令和2年度に実施した「保全緑地斜面地調査業務委託」の結果を受け、生田榎戸特別緑地保全地区及び多摩特別緑地保全地区においても対策工事を実施しました。また、西生田緑の保全地域で整備方法の基礎調査及び実施設計を実施しました。 	○					○	○
	12 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活騒音の低減に係るホームページの公開や、啓発パンフレットの配布を行いました。 ●関係法令等に基づき、工場・事業場の立入調査を実施し、排出・排水基準遵守状況等の監視及び排出低減に向けた指導を行いました。(立入調査件数(大気):33件、立入調査件数(水質):96件) ●広域悪臭のおそれがある工場・事業場に対し、施設の維持管理及び管理体制の強化について指導するとともに、2事業場に対して悪臭の臭気測定を実施しました。 ●○水環境の苦情を未然に防ぐため、リーフレットをホームページに掲載するとともに、水質事故発生地点周辺で配布しました。 	○	○	○	○	○	○	○

○基本施策Ⅱ-4-②環境影響の低減に向けた取組○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る											
Ⅱ-4 環境影響の未然防止											
② 環境影響の低減に向けた取組											
13	揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○VOC対策アドバイザーによる支援実績はありませんでした。 ○川崎市石綿飛散防止対策セミナーにおいて、VOCの自主的な排出削減について啓発しました。(参加者数278人) ○事業者及び市民へ、リーフレットの配布、ホームページによる情報発信等により、VOCの削減手法等の普及啓発を実施しました。 ○光化学スモッグの低減に向けたVOC対策について周知しました。 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査を3回実施し、その結果に基づいて市内事業者に指導・助言を実施しました。 	○			○	○	○	○	
14	地下水揚水量の把握【再掲】 <水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地下水揚水量に係る指導等については、条例に基づき、許可、届出、報告等について対象事業者への指導を行いました。 		○				○	○	○
15	平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 <水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者等に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●○雨水浸透の取組の推進については、学校に設置した雨水浸透ますの適切な維持管理や普及啓発を実施したほか、雨水浸透について、ホームページで市民等へ普及啓発をしました。 	○			○		○	○	

1 環境影響評価の推進 (Ⅱ-4-②-2)

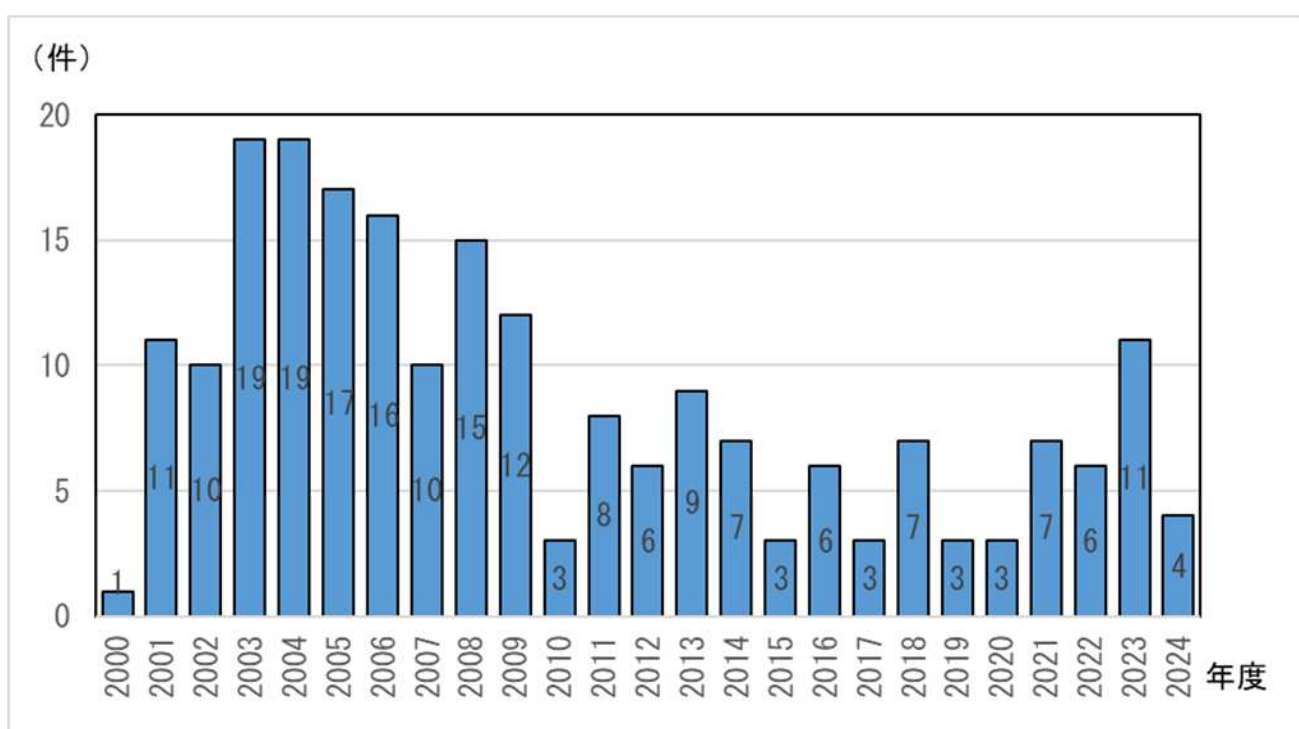
大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促しています。

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業の実施が大気、水、土、生物等の環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度です。この制度は、開発事業による環境影響を未然に防止・低減するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段です。

(1) 環境影響評価手続の実施状況

ア 指定開発行為等の届出件数 (令和7 (2025) 年3月31日現在)

これまでに事業者から届出のあった指定開発行為等は、川崎市環境影響評価に関する条例(昭和51年条例第41号。以下「旧アセス条例」といいます。)では132件、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年条例第48号。以下「アセス条例」といいます。)では216件です。



アセス条例における指定開発行為実施届等の届出件数の推移

(注) 平成12(2000)年度については、旧アセス条例時において指定開発行為等の届出が6件ありました。

令和6(2024)年度に届出された指定開発行為等

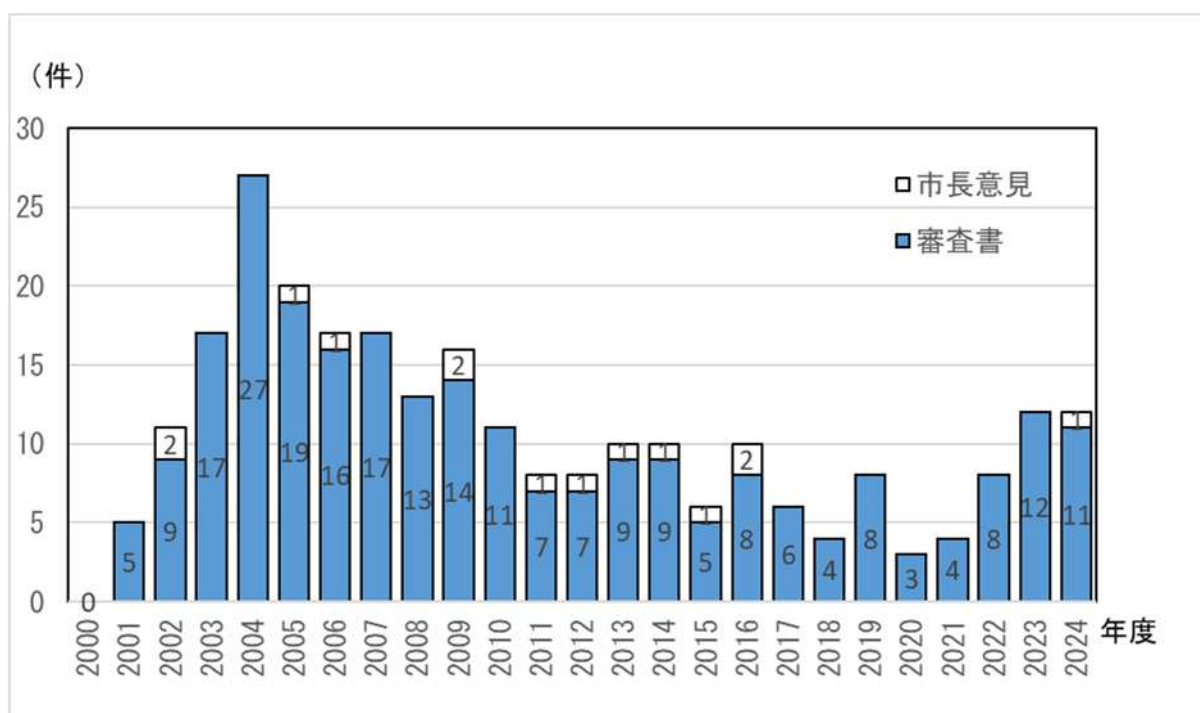
No	指定開発行為等の名称	事業の種類等
1	(仮称) 南渡田北地区北側開発計画	大規模建築物の新設 商業施設の新設
2	(仮称) 川崎地区合同棟建設プロジェクト	工場又は事業所の新設
3	(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画	高層建築物の新設 住宅団地の新設 大規模建築物の新設
4	(仮称) 液化水素サプライチェーン川崎LH2ターミナル計画	工場又は事業所の新設

イ 審査書及び市長意見の公表件数

これまでに公表した審査書^{※1}及び市長意見^{※2}は、旧アセス条例で132件、アセス条例で263件でした。

※1 審査書とはアセス条例対象事業又は環境影響評価法(以下「アセス法」という。)対象事業の条例横出項目(アセス法評価項目対象外)に対するもの。

※2 市長意見とはアセス法対象事業(アセス法評価項目対象)に対するもの。



アセス条例における審査書及び市長意見の公表数の推移

(注) 平成12(2000)年度については、旧アセス条例時において届出された指定開発行為等に対し審査書を6件公表しています。

令和6(2024)年度に公表した審査書

No	審査書の名称	事業の種類等
1	清水台住宅建設計画に係る条例環境影響評価審査書	住宅団地の新設
2	G L P 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設
3	(仮称)南生田戸建計画に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 住宅団地の新設
4	堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 廃棄物処理施設の新設
5	(仮称)ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設
6	川崎新!アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、商業施設の新設 大規模建築物の新設 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
7	(仮称)川崎地区合同棟建設プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	工場又は事業所の新設
8	(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設、商業施設の新設
9	(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
10	(仮称)小杉町一丁目計画に係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、住宅団地の新設 大規模建築物の新設
11	(仮称)高津物流施設計画に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 工場又は事業所の新設 大規模建築物の新設

令和6（2024）年度に公表した市長意見

No	市長意見の名称	事業の種類等
1	法対象事業「川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）」に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見	発電所（火力発電所）の更新

(2) 環境調査制度の的確な実施

環境調査制度は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度です。令和6（2024）年度に調査及び報告が行われた案件は次のとおりです。

令和6（2024）年度 環境調査制度に基づき環境配慮の内容が報告された案件

No	案件の名称	環境配慮の内容
-	(なし)	-

令和6（2024）年度 環境調査制度の対象事業のうち
環境影響評価に関する条例に基づく手続を実施した事業

No	事業の名称	環境影響評価に関する条例に基づき実施された手続
1	清水台住宅建設計画	環境影響評価に関する条例第25条に基づく環境影響評価審査書の公告
2	堤根処理センター整備事業	環境影響評価に関する条例第27条に基づく環境影響評価書の公告

2 環境に配慮した建築物の普及促進（Ⅱ-4-②-6）

環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図っています。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開しています。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施しています。

(1) 川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）

ア 川崎市建築物環境配慮制度の目的

建築物環境配慮制度は、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

届出義務の対象は、床面積（増築・改築の場合は、当該増築・改築部分の床面積）の合計が2,000 m²以上の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く。）としています。また、床面積の合計が2,000 m²未満であっても、自主的に届出を提出することができます。

イ 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 川崎

建築物の環境配慮では、多岐にわたる項目について総合的に評価する必要があること、また、市民にわかりやすく環境配慮の取組に関する情報を提供する必要があることから、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built

Environment Efficiency)」を評価手法に採用します。建築環境総合性能評価システム（CASBEE）にはいくつかの種類がありますが、このうち、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムが「CASBEE 川崎」です。

(2) 戸建住宅を対象とした環境配慮制度

ア 戸建住宅を対象とした環境配慮制度の目的

戸建住宅を対象とした環境配慮制度は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、戸建住宅の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としています。戸建住宅を届出対象とし、戸建住宅環境計画書により、環境配慮の取組を自主的に提出することができます。

イ 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 戸建

戸建住宅の環境配慮についての評価手法は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」を採用します。

前述の「CASBEE 川崎」は「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムであるが、本制度では戸建住宅版の「CASBEE-戸建（新築）」をそのまま利用するものです。

(3) 届出実績（令和7（2025）年3月31日現在）

直近10年の届出件数を以下の表に示します。

直近10年の届出件数

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
届出件数(CASBEE 川崎)	70	74	62	65	63	55	54	65	57	60
届出件数(CASBEE 戸建)	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

建築物環境計画書等の概要は、川崎市のホームページで公表しています。



3 揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援）【再掲】（Ⅱ-4-②-13）

光化学オキシダント等の原因物質である VOC については、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場の VOC 排出状況を把握し、VOC 削減に向けた支援及び普及啓発を実施しています。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行っています。

令和6（2024）年度の取組については、「Ⅱ-3-② 1 揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的な削減取組の支援）（p.147）」を御覧ください。

4 地下水揚水量の把握【再掲】（Ⅱ-4-②-14）

法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握しています。

令和6(2024)年度の取組については、「Ⅰ-1-② 6 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 ア 地下水揚水量 (p.46)」を御覧ください。